平成２３年（フ）第１０６４号
京都市左京区一乗寺樋ノ口町56番地１　レオパレス白川通り203号室
債務者　佐々木　優
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
京都府舞鶴市字北吸820番地
債務者　古田　孝浩
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
京都府舞鶴市字寺内38番地―202号
債務者　佐々木和子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
京都府綾部市上野町小倉31番地　府営小倉団地52号
債務者　森　　忠史
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第５２７号
大阪府河内長野市向野町42番地の３
債務者　畑中　秀人
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５８５号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番34―102号、前住所和歌山県橋本市胡麻生494番地の３
債務者　川村　　聖
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６３０号
大阪府柏原市玉手町６番61―905号
債務者　加藤　泰子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６７６号
堺市堺区甲斐町東３丁１番13―310号
債務者　寺田美千子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７３５号
大阪府富田林市藤沢台４丁目４番２―205号
債務者　千原　敏男
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８０４号
堺市中区深井沢町3192番地　メゾンツィンウィン２番館２－Ｂ
債務者　浦野　　薫
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８２２号
堺市中区新家町１番地12　新家町一番館201号、前住所堺市中区東山201番地２
債務者　小林　眞介
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８３６号
大阪府松原市天美南３丁目９番22号
債務者　大西　正敏
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８５５号
堺市南区赤坂台３丁９番４―306号
債務者　川本　愛子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８８３号
大阪府羽曳野市野205番地の164
債務者　藤本マリヤベレンこと　ＦＵＪＩＭＯＴＯ　ＭＡ．ＢＥＬＥＮ　ＬＥＧＡＳＰＩ
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９３２号
大阪府松原市三宅中４丁目12番８号
債務者　石田　博之
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９５９号
堺市西区浜寺石津町中３丁14番15号　マンション菱田203号
債務者　金子　紀子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３２０号
奈良市南紀寺町３丁目316番地の１　紀寺ハイムＡ―508号
債務者　森榮　和之
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９９号
北海道伊達市末永町192番地61、住民票上の住所札幌市北区北14条西３丁目２番７号　第２コーポ尾中10号
債務者　八木橋健太
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係